

令和3（2021）年度

とちぎの伝統工芸品新商品開発支援事業
デザイナー派遣事業の手引き

栃木県産業労働観光部工業振興課

目 次

1	事業の概要	1
(1)	対象者	1
(2)	支援期間	1
(3)	認定予定件数	1
(4)	事業の仕組み	1
2	応募手続	2
3	支援事業の認定	2
(1)	認定方法	2
(2)	評価基準	2
(3)	ヒアリングの実施	2
(4)	認定の時期及び通知	3
(5)	その他	3
4	事業認定後の手続等	3
(1)	派遣決定	3
(2)	状況報告	3
(3)	実績報告	3
(4)	派遣経費の支払い	3

本事業は、本県伝統工芸品製造者の持つ技術等を活かして現代の生活様式にあわせた新商品の開発を希望する伝統工芸品製造者個人またはグループにデザイナーを派遣、新商品づくりを目的とした製造者個人またはグループの活動支援を行うことを目的とします。

令和3（2021）年度のデザイナー派遣について、次のとおり募集しますのでご案内します。

なお、応募された事業計画については審査を行い、その結果、認定された事業者（以下、「認定事業者」といいます。）デザイナーを派遣します。

1 事業の概要

(1) 申請対象者

栃木県伝統工芸品製造者個人もしくはグループ

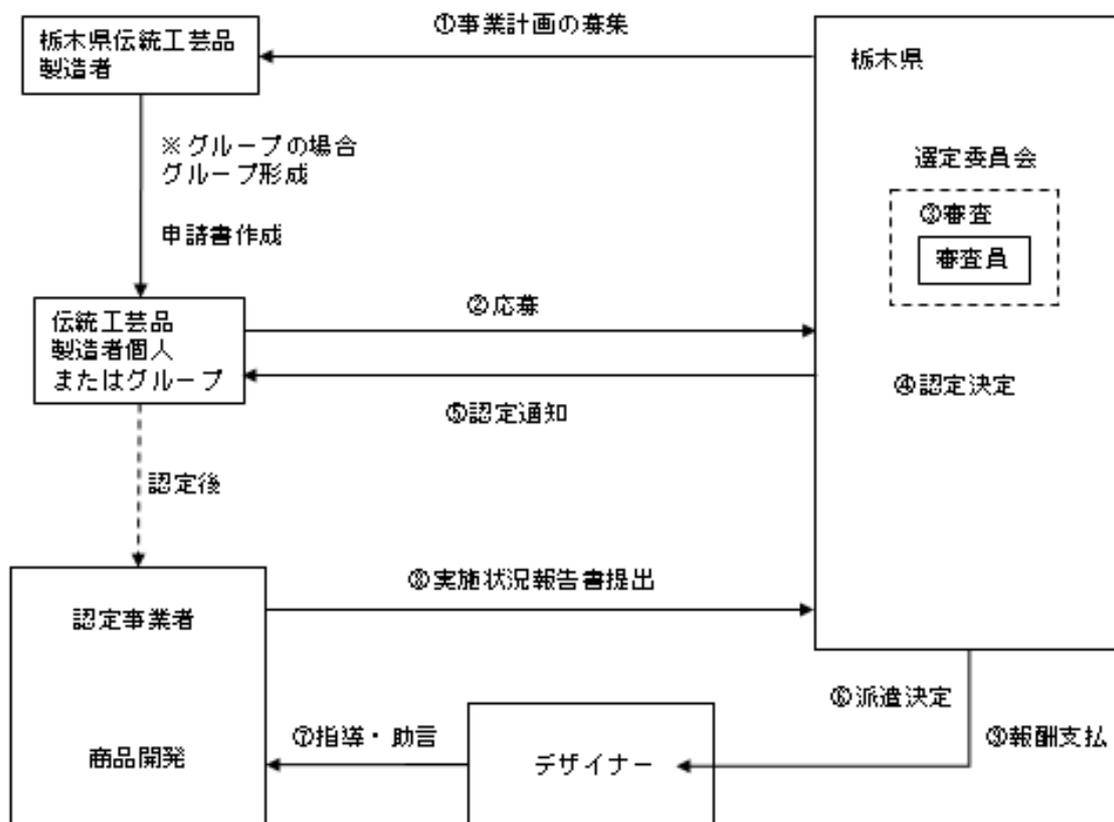
(2) 支援期間

デザイナーの派遣期間は、1年度以内とし、デザイナーの派遣は月1回計8回を上限としてデザイナーを派遣します。

(3) 認定予定件数

2者もしくは2グループ

(4) 事業の仕組み



2 応募手続

(1) 申請者

申請は、必ず代表者である伝統工芸品製造者又は伝統工芸士が行ってください。

(2) 提出書類

提出する書類は、次のとおりとし、正本1部を提出してください。また、正本をコピーし、控えを1部保管してください。

- ・とちぎの伝統工芸品新商品開発支援事業（デザイナー派遣事業）実施要領 様式第1

(3) 期間

募集期間：令和3（2021）年6月29日（火）～令和3（2021）年7月23日（金） 必着

(4) 提出先及び問合せ先

栃木県産業労働観光部工業振興課 地域産業担当（事務局）

〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 6F南側

TEL:028-623-3198 FAX:028-623-3945

(5) その他

申請書に不備がないようにお願いします。

応募に際してのご相談は、随時受け付けますので、お気軽にお問合せください。

3 支援事業の認定

(1) 認定方法

事業者の認定は、選考委員会での評価結果を踏まえて行います。

評価は、提出された認定申請書により行いますが、個別に内容を確認させていただく場合もあります。

(2) 評価基準

ア 活動意欲

本事業を意欲的に、完了まで遂行する意思があること。

イ 活動内容

新しい取組を検討できているか

ウ 活動計画

事業が期間内に完了することができること

エ 将来の展望

既存概念にとらわれない発想力を持っていること

(3) ヒアリングの実施

申し込み締め切り後、事業計画の認定に係る選考委員会において、事業計画についてのヒアリングを実施することがあります。

なお、その際は、追加資料の提出を求めることがあります。また、実施スケジュール等については別途連絡します。

(4) 認定の時期及び通知

認定は、令和3（2021）年8月以降を予定しています。

認定の可否については、栃木県から認定事業者にお知らせします。

(5) その他

提出書類は、事業の認定のためにのみ使用します。事業認定申請書の返却はしませんのでご注意ください。

4 事業申請後の手続等

(1) 派遣決定

派遣申請を受けた後、県から認定事業者に対してデザイナーの派遣決定を行います。

また、申請内容について、変更が生じる場合は、予め、変更申請を行って知事の承認を得ることが必要となりますので、事前に事務局へお問合せください。

(2) 状況報告

認定事業者は、派遣1回ごとに、デザイナーと活動内容についてすり合わせたのち、活動状況報告書（様式3）に記載し、10日以内に工業振興課宛て提出してください。

(3) 実績報告

事業が完了したら、デザイナーと認定事業者の両者で実績報告書（様式5）を作成し工業振興課に提出してください。

なお、事業は原則として令和4（2022）年2月中に完了してください。

(4) 派遣経費の支払い

県は、認定事業者から活動状況報告書の提出を受け、活動状況を確認した後、デザイナーの謝金を支払います。

なお、デザイナー謝金等の支払いは、原則として、デザイナーのあらかじめ指定した口座に各派遣後、支払うものとする。